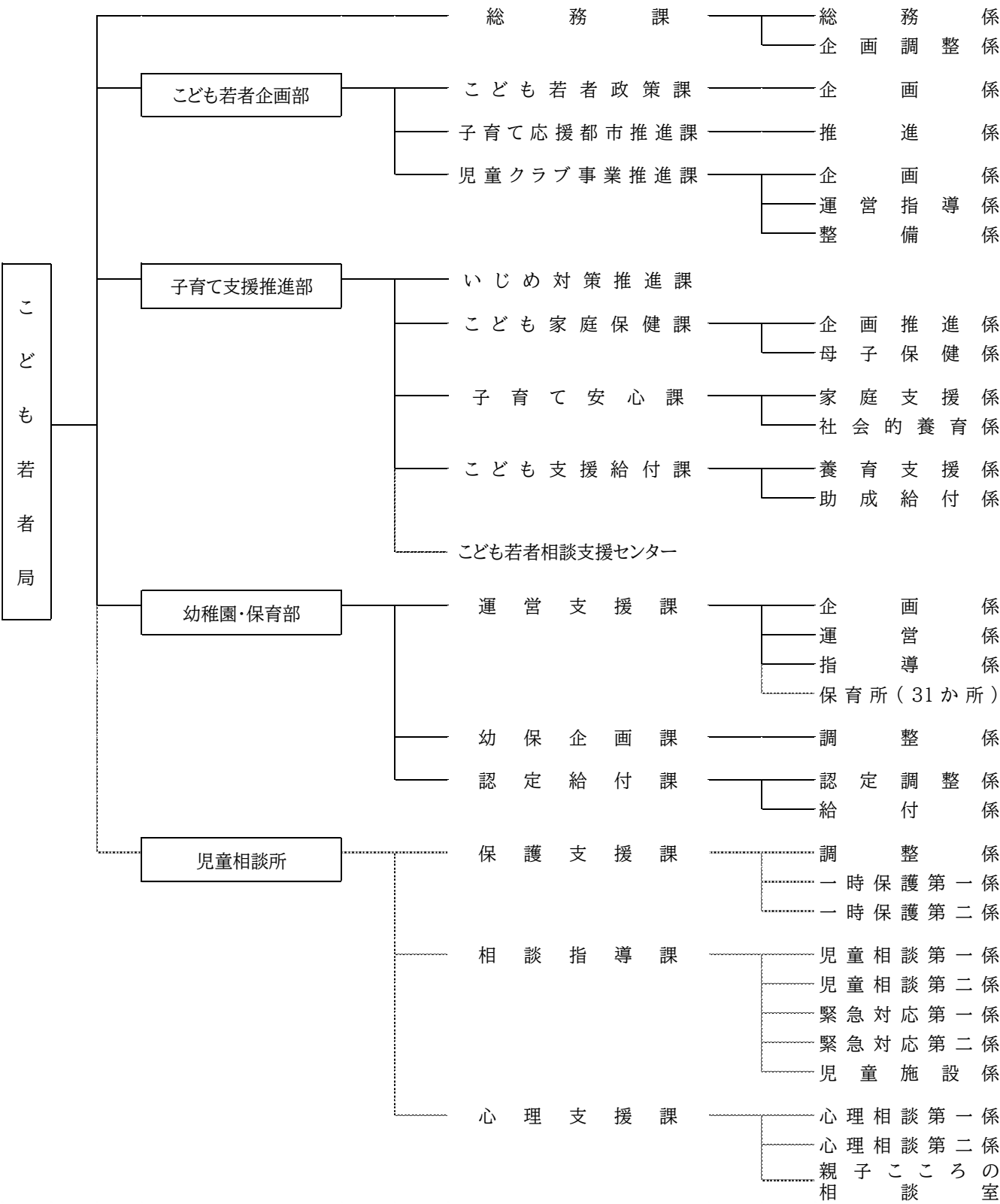


第1章 こども若者局の組織等

第1章 こども若者局の組織等

1 組織

令和8年4月1日現在



第1章 こども若者局の組織等

2 事務分掌

部	課公所	係	事務分掌
	総務課	総務係	・仙台市子ども・子育て会議 ・いじめに係る再調査委員会 ・局内事務の連絡調整 ・課の庶務
		企画調整係	・せんだいこども若者プランの推進及び進行管理 ・少子化社会対策の総合的な企画及び調整並びに調査研究 ・児童福祉等に係る施策の総合的な企画及び調整 ・局内の予算及び決算
こども若者企画部	こども若者政策課	企画係	・こども・若者支援に係る施策の総合的な企画及び調整(他課の所管に属するものを除く。) ・こどもの権利の確保に係る事業の総括 ・こどもの居場所づくりの推進(他課の所管に属するものを除く。) ・主任児童委員(他課の所管に属するものを除く。) ・部内事務の連絡調整 ・課の庶務
	子育て応援都市推進課	推進係	・こども・子育てを応援する気運の醸成に係る事業の推進 ・こどもの遊びの環境の充実に係る事業の推進 ・地域における子育て支援事業の総括 ・仙台すくすくサポート事業 ・公益財団法人仙台こども財団 ・子育てふれあいプラザ ・課の庶務
	児童クラブ事業推進課	企画係	・児童館、児童センター及び放課後児童クラブに関する施策の総合的な企画、調整及び職員研修の総括 ・児童館、児童センター及び児童遊園(運営指導係及び整備係の所管に属するものを除く。) ・課の庶務
		運営指導係	・児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る運営及び指導 ・放課後児童クラブの登録及び負担金徴収事務 ・児童館等要支援児受入れ事業
		整備係	・児童館及び児童センターの整備 ・児童館、児童センター及び児童遊園の維持修繕及び物品購入 ・児童館、児童センター及び児童遊園の財産管理
	子育て支援推進部	いじめ対策推進課	・いじめ対策の総括 ・いじめの防止等に係る啓発 ・いじめに係る相談 ・仙台市いじめ問題対策連絡協議会 ・仙台市いじめ防止等対策検証会議 ・課の庶務

第1章 こども若者局の組織等

部	課公所	係	事務分掌
子育て支援推進部	こども家庭保健課	企画推進係	・乳幼児の健康診査に係る事務の総括 ・乳幼児及び妊婦の歯科保健に係る事務の総括 ・母子保健 DX に係る事務の総括 ・部内事務の連絡調整 ・課及び子育て安心課の庶務
		母子保健係	・母子保健に係る施策の総合的な企画及び調整並びに事務の総括（企画推進係の所管に属するものを除く。） ・こども家庭センター（母子保健機能）に係る事務の総括 ・小児慢性特定疾病対策等に係る事務の総括 ・仙台市小児慢性特定疾病審査会
	子育て安心課	家庭支援係	・児童虐待防止対策等に係る事務の総括 ・こども家庭総合相談に係る事務の総括 ・こども家庭センターに係る事務の総括（こども家庭保健課の所管に属するものを除く。） ・女性支援に係る事務 ・仙台市要保護児童対策地域協議会
		社会的養育係	・児童福祉施設及び養子縁組民間あっせん機関の設置の認可、運営の指導監査及び整備等（他課の所管に属するものを除く。） ・児童福祉事業に係る届出及び指導監査（他課の所管に属するものを除く。） ・実施機関に対する指導監査（他課の所管に属するものを除く。） ・児童福祉施設に対する措置費等の支弁（他課の所管に属するものを除く。） ・里親の登録、育成及び措置費等の支弁
	こども支援給付課	養育支援係	・ひとり親家庭の福祉に係る施策の総合的な企画及び調整 ・こどもの貧困対策に係る施策の総合的な企画及び調整 ・つなぐ・つながる仙台子ども生活応援プランの推進及び進行管理 ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還事務の総括 ・課の庶務
		助成給付係	・児童手当に係る事務の総括 ・児童扶養手当の受給者の資格の得喪及び支給 ・特別児童扶養手当の受給者の資格の得喪及び支給 ・こども医療費助成に係る事務の総括 ・母子・父子家庭医療費助成に係る事務の総括 ・未熟児養育医療の給付 ・自立支援医療費（育成医療に係るものに限る。）支給 ・妊婦支援給付金の受給者の資格の得喪及び支給 ・出産育児支援金の受給者の資格の得喪及び支給 ・第3子以降小学校入学祝金の支給

第1章 こども若者局の組織等

部	課公所	係	事務分掌
子育て支援推進部	こども若者相談支援センター		・こども、若者及び子育てに関する相談支援 ・困難を抱える若者の支援に係る事業の推進 ・青少年の継続的通所相談(ふれあい広場・就労支援活動) ・青少年等の健全育成及び啓発活動 ・青少年健全育成団体等の助成、連絡調整 ・巡回見まもり活動 ・補導関係機関との連絡調整 ・仙台市子ども・若者支援地域協議会 ・センターの庶務
幼稚園・保育部	運営支援課	企画係	・幼児教育及び保育に関する施策の総合的な企画及び調整 ・市立保育所運営の総括 ・市立保育所における会計年度任用職員 ・市立保育所の物品購入 ・部内事務の連絡調整 ・市立保育所の庶務 ・課、幼保企画課及び認定給付課の庶務
		運営係	・保育所の運営に係る指導及び助言 ・特別支援保育事業 ・保育所等地域子育て支援事業の総括 ・保育所給食の総括 ・保育所入所児童の健康に関する指導 ・緊急時の市立保育所の応援勤務 ・市立保育所における嘱託医
		指導係	・保育の質の向上に係る企画及び調整 ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に係る指導監査 ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に係る研修の企画及び実施 ・認可外保育施設の指導監督 ・認可外保育施設に係る指導及び研修 ・保育士、栄養士及び看護師の実習 ・保育士確保事業 ・病児・病後児保育事業に係る指導監査 ・指定保育士養成施設 ・仙台市保育所連合会
		保育所	・保育を必要とする乳幼児の保育 ・子育て家庭に対する支援

第1章 こども若者局の組織等

部	課公所	係	事務分掌
幼稚園・保育部	幼保企画課	調整係	・幼児教育及び保育の基盤整備に係る企画及び調整並びに事業の総括 ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の整備、認可及び確認 ・市立保育所の維持修繕 ・市立保育所の財産管理 ・市立保育所の建替え等 ・幼稚園の新制度移行 ・病児・病後児保育事業に係る企画及び調整
	認定給付課	認定調整係	・子どものための教育・保育給付に係る事務の総括 ・教育・保育給付認定事務の総括 ・子どものための教育・保育給付認定事務（認定こども園・幼稚園を経由して提出されるもの（1号認定に係るものに限る。）） ・区役所（宮城総合支所を含む。）における教育・保育給付認定事務及び保育施設等利用調整事務の連絡調整 ・子育てのための施設等利用給付認定事務 ・乳児等のための支援給付認定事務 ・保育料等の徴収 ・実施機関に対する指導監査
		給付係	・施設型給付費及び地域型保育給付費の支給 ・私立保育所に対する委託費の支払事務 ・子育てのための施設等利用給付 ・乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給 ・私立幼稚園への助成 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への助成 ・事業所内保育施設への助成 ・認可外保育施設への助成 ・病児・病後児保育事業者への助成
児童相談所	保護支援課	調整係	・所の維持管理 ・所内事務の連絡調整 ・所の庶務
		一時保護第一係	・一時保護児童の行動観察及び生活指導
		一時保護第二係	・一時保護第一係と同じ

第1章 こども若者局の組織等

部	課公所	係	事務分掌
児童相談所	相談指導課	児童相談第一係	・児童・家族に係る相談、調査及び支援 ・児童の支援に係る関係機関との連絡及び調整 ・児童虐待への対応（緊急対応第一係及び緊急対応第二係の所管に属するものを除く。）
		児童相談第二係	・児童相談第一係と同じ
		緊急対応第一係	・児童虐待に係る緊急及び初期対応 ・その他の要保護児童に係る緊急及び初期対応
		緊急対応第二係	・緊急対応第一係と同じ
		児童施設係	・児童の児童福祉施設・里親等への措置 ・児童福祉施設等措置費用徴収事務（他公所の所管に属するものを除く。）
	心理支援課	心理相談第一係	・児童の心理相談及び心理的支援 ・家族に対する心理的支援及び助言
		心理相談第二係	・心理相談第一係と同じ
		親子こころの相談室	・児童及び保護者の心理相談、精神医学的相談

第1章 こども若者局の組織等

3 附属機関等

(1)法令に基づく附属機関

(組織順)

名称	所掌事項	根拠法令等	委員定数	任期	所管課
仙台市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により、その権限に属せられた事項を調査審議する。	子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、仙台市子ども・子育て会議条例	25 人以内	3 年	総務課
仙台市いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。	いじめ防止対策推進法、仙台市いじめの防止等に関する条例	15 人以内	2 年	いじめ対策推進課
仙台市いじめ防止等対策検証会議	市長及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証及び検討を行う。	仙台市いじめの防止等に関する条例	5 人以内	2 年	いじめ対策推進課
仙台市小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定に係る審査を行う。	児童福祉法	7 人以内	2 年	こども家庭保健課

(2)要綱等に基づく機関

(組織順)

名称	所掌事項	設置要綱等	委員定数	任期	所管課
こども若者局指定管理者選定委員会	仙台市児童福祉施設条例(健康福祉局の所管に係るものを除く。)及び仙台市子育てふれあいプラザ条例に規定する公の施設に係る指定管理者の指定について審議を行う。	仙台市局区指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱	—	当該年度の3月31日まで	総務課
仙台若者会議「せんだいユースカウンスル」	本市の施策や事業について、若者の視点から調査・分析、意見交換を行うとともに、その評価及び意見を取りまとめ、市長への報告を行う。	仙台若者会議「せんだいユースカウンスル」設置要綱	12 名程度	2 年以内	こども若者政策課
特別支援保育審議委員会	心身の障害等のため特別な支援を必要とする児童について、要綱に定める特別支援保育事業の要件の有無、集団保育の可否等について審議を行う。	仙台市特別支援保育事業実施要綱	—	当該年度の3月31日まで	運営支援課
公立保育所民営化及び公有財産等の貸与による認可保育所整備に係る事業者選定委員会	民設民営方式等による公立保育所の建替え、並びに公有財産等の貸与による保育所の整備等を行う場合に、保育所を設置しようとする事業者の選定に係る審査を行う。	公立保育所民営化及び公有財産等の貸与による認可保育所整備に係る事業者選定委員会設置要綱	10 人以内	審査が終了するまで	幼保企画課

第1章 こども若者局の組織等

4 組織の変遷

※課レベル以上のみ

平成 18 年 4 月	・子供未来局(子供育成部(子供企画課、子供相談支援センター、児童相談所、仙台市親子こころのクリニック)、子育て支援部(保育課、子供施設課))を新設する。
平成 20 年 4 月	・保育課を分割し、保育課及び保育指導課とする。
平成 21 年 4 月	・子育て支援部に保育環境整備課を新設する。
平成 22 年 4 月	・子供育成部及び子育て支援部を再編し、子供育成部及び保育部とする。 ・児童相談所を第一種公所とし、保護支援課及び相談指導課を新設する。 ・子供企画課及び子供施設課を再編し、総務課及び子育て支援課とする。
平成 25 年 4 月	・仙台市親子こころのクリニックを休診する。
平成 27 年 3 月	・仙台市親子こころのクリニックを廃止する。
平成 27 年 4 月	・保育部の名称を変更し、幼稚園・保育部とする。 ・子供育成部に児童クラブ事業推進室を新設する。 ・保育課、保育環境整備課及び保育指導課を再編し、運営支援課、環境整備課及び認定給付課とする。
平成 29 年 4 月	・総務課及び子育て支援課を再編し、総務課、子供家庭支援課及び子供保健福祉課とする。
平成 30 年 4 月	・いじめ対策推進室(部相当)を新設する。
令和 2 年 4 月	・児童クラブ事業推進室を児童クラブ事業推進課とする。
令和 4 年 4 月	・子供家庭支援課及び子供保健福祉課を再編し、子供家庭保健課及び子供支援給付課とする。 ・環境整備課の名称を変更し、幼保企画課とする。
令和 5 年 4 月	・子供未来局の事務分掌に若者に関する事項を加え、名称をこども若者局とする。 ・いじめ対策推進室及び子供育成部を再編し、こども家庭部(総務課、こども家庭保健課、こども支援給付課)及びこども若者支援部(若者支援課、いじめ対策推進課、児童クラブ事業推進課、こども若者相談支援センター)とする。
令和 6 年 4 月	・こども家庭部に子育て応援都市推進課を新設する。 ・児童相談所相談指導課を分割し、相談指導課及び心理支援課とする。
令和 8 年 4 月	・こども家庭部及びこども若者支援部を再編し、こども若者企画部(こども若者政策課、子育て応援都市推進課、児童クラブ事業推進課)及び子育て支援推進部(いじめ対策推進課、こども家庭保健課、子育て安心課、こども支援給付課、こども若者相談支援センター)とし、総務課を局直轄とする。 ・若者支援課にこども・若者政策の企画推進に係る業務を集約し、こども若者政策課とする。 ・こども家庭保健課を分割し、こども家庭保健課及び子育て安心課とする。